構造改革特別区域計画

- 構造改革特別区域計画の作成主体の名称
 和歌山県西牟婁郡白浜町
- 構造改革特別区域の名称 幼児園特区
- 3 . 構造改革特別区域の範囲 和歌山県西牟婁郡白浜町の全域

4. 構造改革特別区域の特性

白浜町の歴史は古く、愛媛県の道後温泉,兵庫県の有馬温泉と並んで日本の三古湯に、また、西の別府、東の熱海と並んで日本の三大温泉地に数えられており、飛鳥、奈良朝の時代から「牟婁の出湯」「紀の出湯」の名で知られ、斉明、天智、持統、文武天皇はじめ多くの宮人が来泉された1,300年余の歴史を持つ温泉観光地です。

面積は64.71 kmで紀伊半島の南西部に位置しており、西は雄大な太平洋を臨み、その海岸線はリアス式海岸で、三段壁、千畳敷、円月島など名勝地のほか町内には多くの観光施設が散在しています。町の中央部をJR 紀勢本線と国道42号線が南北に走り、県下唯一の空港である南紀白浜空港は96年3月のジェット化によって白浜の空の玄関として益々重要な役割を担っています。

白浜町は、昭和初年以降、近代的な観光地として開発が始まり、近年では近畿圏を中心として年間320万人余の観光客が訪れています。特に夏場には白砂青松の白良浜が海水浴場として大勢の人々に人気を博しています。

人口は昭和40年頃から横ばい状態の2万人程度で推移していますが、全国的な例に漏れず少子化と高齢化が同時進行しており、就学前の児童数は平成元年の1,198人が平成15年には949人とこの15年間で249人(20.1%)が減少しています。特に、昭和50年度後半から児童数の減少と共働き家庭の増大が顕著で、従来、「4歳までは保育所、5歳になれば幼稚園」という棲み分けを行っていましたが、昭和59年度より保育所でも5歳児の受け入れを開始したのに伴い、幼稚園児が激減し、1園を休園、白浜地域(観光地域)と富田地域(農村地域)に各1園の2園を存続することとなりました。

公立4園、私立3園があった保育所も平成4年3月末に私立1園が廃園することになり、昭和61年度の定員680人が現在510人となっています。

町内の就労状況は第1次産業が5.7%、第2次産業が18.5%、第3次産業が75.8%となっており、第3次産業への就労が圧倒的に多く、そのうち、観光産業等のサービス業の割合が45%で特に女性の就労率が高いのが特徴です。また、観光

業に就業するための転入者や一人親家庭,共稼ぎ家庭が多いのも観光地域(白浜地域)ならではの現象と言えます。

このような観光地特有の状況の中で、保護者の勤務時間が変則である等の理由から、長時間の保育を希望する声が急速に高まり、白浜地域(観光地域)に立地する白浜第一幼稚園では、昭和56年度の102名の園児数が10年後の平成3年度には27名と激減し、集団規模が小さくなって活動の幅が狭まる等園運営に支障が見られるようになりました。このため、この時期に必要な遊びを中心とした集団生活の場を通じて、自立心や社会性の基礎、基本的な生活習慣を身に付けるためには、幼保の一元化が必要であるとの住民のニーズが高まってきました。

5. 構造改革特別区域の意義

昭和61年12月に町長の諮問機関として設置された「幼児教育研究委員会」が2年間の協議を重ねた結果、昭和63年に委員会より答申が出されました。答申の大きな柱として次の2点が位置づけられました。「幼児が受ける幼児教育に差があってはならないとする基本理念に立って、幼保の一元化を目指すべきである」「すべての幼児に等しく、心身ともに健やかな生活と発達、福祉と教育を保障するため、幼保双方の機能を巧みに生かし、より弾力的な運用をすることで幼児教育の振興発展を図る」

この提言の実現化のため、平成7年度に保幼についての行政窓口の一本化として、 幼児対策室を設置し、町独自の方針により取り組みを進めることとなりました。

平成9年度には、道を隔てた白浜第一幼稚園と白浜保育園を「白浜幼児園」として 一体的な運営を開始しました。これは別々に運営することによって、地域の幼児が減 少している現状ではそれぞれの集団規模(特に幼稚園)が小さくなり、活動の幅がせ ばまることへの懸念から、交流保育を通して集団生活、異年齢交流の機会を拡充しつ つ、一人一人の子どもが発達段階に応じた体験が得られるよう配慮したものです。

平成13年4月に現在の合築施設が完成、現在は交流保育を行っていますが、一歩進めて保育所児(長時間部)と幼稚園児(短時間部)を一つのクラスとして編成した合同保育を行うことにより、親の就労状況が変わっても子どもの環境(クラス、友達関係、担任)が変わることなく保育時間の変更が可能となり、園での生活を維持していけるため、幼児にとって負担の少ない対応となり、情緒面での安定に大きな意義があります。

最近、核家族化により、高齢者とふれあう機会が少なくなり、また、少子化による兄弟姉妹の減少、就労している母親の増加等子どもを取り巻く社会環境の変化に伴い、家庭や地域社会において子どもが思い切り遊べる空間や時間が少なくなって、「幼児期にふさわしい生活」が実現し難い状況にあり、自主性、創造性や相手を思いやる心を育てることの重要性などが指摘されています。今後、認定により合同保育を行い、その人員の余裕により、合築施設のメリットを最大限に生かすよう子育て支援室を有効に活用して地域社会と連携した事業を展開し、「健やかで心豊かな子ども」の育成をめ

ざします。

6.構造改革特別区域計画の目標

幼児期は家庭での生活を基盤としながら、家庭では得がたい生活体験や遊びを中心とした集団生活の場を通じて、自立心や社会性の基礎、基本的な生活習慣を養うとともに心身とも健全で調和の取れた発達を図ることを目標として合同保育を進めていきます。

特に、社会的効果として、幼稚園の4~5歳児の子ども(短時間部)にとって友達が増え、年少児者との交流ができるほか、幼児園で実施する地域活動事業等を通して地域の様々な人々とのふれあいができるメリットがあります。

子ども達が小学校入学後、幼保それぞれの間の隔たりについても、合同保育をすることでそれがなくなります。また、子育てを通じて親同士の交流の輪も広がっていきます。保幼の職員にとっても、一元化の進行で「就学前の子供の成長をどう図っていくか」という一つの視点で取り組むことができる等、幼児教育の一層の振興が図られます。

更に、合築施設内に設置している子育て支援室を最大限に活用して、子育て支援のための「育児相談」「緊急一時保育」「地域訪問」の一層の充実と「地域の広場」「園開放」「保護者のひろば」等地域社会と連携した事業を展開し、地域の子育て支援の拠点としての役割を果たしていきます。

今後は、富田地域(農村地域)で幼児教育研究委員会の方向づけに沿った全町的な 取り組みに発展していくために、同じような幼保の合築施設を建設し、その中での合 同保育をめざしていきます。

7. 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

核家族化などにより、幼児を持つ保護者の孤立感や育児への不安が大きくなっています。園では、子育て支援室の活動の中で、就学前の子どもを持つ保護者を対象とした子育てに対する悩み、疑問等をいつでも気軽に相談できる「育児相談」、未就園児の家庭を訪問し、子育てに関する情報や園の子どもの様子等情報提供を行う「地域訪問」を通して地域との交流を進めていきます。この訪問では、約130軒を対象として毎月1回の戸別訪問を実施し、情報誌「にこにこひろば」案内紙「ひろばのたより」を届けるとともに、この機会に保護者の様々な相談を受けることとし、園と未就児家庭との更なる連携を深めていきます。

また、子育てと仕事の両立支援のための各種制度の整備、園の持っている機能を地域に還元するため、園開放や地域社会が育む活動支援での高齢者とのふれあいや各種ボランティアの人達が園運営に関わっていただくなど、地域住民と一体となった活動を通して地域の活性化を図っていきます。現在、布のおもちゃづくりを通して親と子、地域の人達とのふれあいを大切にし活動している「おもちゃボランティア」が、23名と園外保育への参加や保育教材作り等での交流を図っている「教育ボランティア」

7 名が登録し、園の活動に参加していただいているが、今後、より多くの人達の参加 が期待できます。

ここ数年来、出生数は150人から160人台で推移していましたが、平成14年では141人となっており、漸次、減少の傾向にあります。(資料1参照)

現在、白浜幼児園における4歳児と5歳児を合わせた幼稚園児(短時間部)は31名で保育所児(長時間部)が53名となっています。将来予想される幼保合同での入所児数は、それぞれ40名程度と見込まれます。

このような合同保育を実施することによる人員の余裕により、子育て支援の活動を 充実させることで、今までの幼稚園、保育所が一層家庭や地域社会に開かれたものと なり、社会的な課題となっている次世代育成支援(少子化対策)の一端を担うことが できます。地域社会と連携し、健やかで心豊かな子どもの育成をめざします。

今後は、富田地域(農村地域)で幼児教育研究委員会の方向づけに沿った全町的な 取り組みに発展させていくために、同じような幼保の合築施設を建設し、その中での 合同保育を拡大していきますので、幼保合同での園児数は増えていくことになります。

8.特定事業の名称

保育所における保育所児及び幼稚園児等の合同活動事業幼稚園における幼稚園児及び保育所児等の合同活動事業

9.構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項当町の0歳から小学校入学前の就学前児童の就園率は平成15年度で46%となっていますが、年々この比率は増加するものと予想され、益々、幼稚園、保育所への期待が高まっています。

幼児園に「地域子育て支援室」を開設していますが、この室を中心として、未就園児の家庭を含めた地域の乳幼児とその保護者に対する支援を強化することで住民が安心して子育てができる町づくりをめざしていきます。

具体的には、園及びこの支援室を中心として次のような事業を展開していきます。

子育てと仕事の両立支援

子育てをしながら仕事をすることに対して必要な支援を行うため、0歳児(6ヶ月以上)を保育する「乳児保育」、時間外保育の希望者には早朝7時から夕方7時までの間保育する「延長保育」、また心身に障害を持つ子どもや言葉や発達の遅れが見られる子どもには健常者と一緒に生活する中で、ともに刺激を受けながら、また、個々への関わりをも受けながら発達を促進していくため、専門機関と連携を図りながら「障害児保育」を実施していく。

子育て家庭への支援

子育てをしている家庭への支援として、就学前の子どもを持つ保護者からの子育て

に対する悩みや疑問等を電話や面談により気軽に相談できる場としての「育児相談」、保護者が傷病、災害、冠婚葬祭等緊急入所が必要となった場合、7日を限度として保育を行う「緊急一時保育」、また、園の行事予定や出来事等をお知らせする情報誌「にこにこだより」と支援室で開催する「地域のひろば」の案内をする「にこにこひろば」に加え、保健センターとの連携により発行する健康面での情報誌「保健だより」を携えて、約130軒の未就園児の家庭を訪問し様子を知るとともに子育ての相談等を受ける「地域訪問」等の事業を実施する。

地域交流活動事業

地域のボランティアの方々や町内の各界、各層の人々との交流を深め、子ども達の健全な成長を図るため、おもちゃボランティア登録者による布の手づくりおもちゃを通して親と子、地域の人達とのふれあいを大切にする「白浜おもちゃ箱(おもちゃづくりボランティア)」を実施しています。この布おもちゃは定期的に貸し出しも行っています。

園行事への参加や保育教材づくり等地域の人々との交流を通して子どもたちの健やかな成長を図るための「教育ボランティア」、民生児童委員、保健師、小学校教員、婦人会等との人達に園の生活を共に楽しみ経験してもらう「一日保育士」、園児の祖父母や地域の老人クラブの人達の園行事や地域行事等の参加を通しての交流、また、地区の独り暮らしのお年寄りを個別に訪問し、園児たちのプレゼントを手渡す等地域の高齢者とのふれあいを進めていく「高齢者交流事業」を実施していく。

地域子育て支援室事業

子育て支援室を活用して園の持っている機能を地域に還元し、地域ぐるみの保育力を高めるため、未就園児とその保護者が一緒になって行事を行い、子供同士が共に遊び、共に育つ環境づくりをめざす「地域のひろば」、未就園とその保護者同士がふれあうことができる場を提供する「園開放」、子育てをする親同士が交流し、子育てに対する悩みや疑問等を気軽に話し合える場を提供する「保護者のひろば」等の事業を実施していく。

別紙

1.特定事業の名称

番号 807

名 称 幼稚園における幼稚園児及び保育所児等の合同活動事業

- 2. 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者 特区内にある幼児園(幼保合築施設)
- 3. 当該規制の特例措置の適用の開始の日 構造改革特別区域計画の認定を受けた日
- 4.特定事業の内容

主体 白浜町

区 域 白浜町全域

実施機関 構造改革特別区域計画の認定を受けた日から

5. 当該規制の特例措置の内容

少子化により就学前の児童数は年々、減少の傾向にあります。当町は温泉観光地ですが、その特色として、女性の就労率が高く、共働き家庭や一人親家庭が多いのが特徴です。このような状況の中で長時間の保育を希望する声が次第に高まってきました。これに伴って、幼稚園児数が減少し、昭和58年度末に1園が廃止となった経過があります。

昭和63年に出された「幼児教育研究委員会」の答申を受けて、今後のあり方について具体的にどう対応していくか、議論を積み重ねてきました。その結果、現在行っている交流保育をさらに発展させ、合同保育を実施していくことが最良の方法であるとの結論に至りました。

したがって、今回の特例措置により、幼稚園設置基準の専任規定等にかかわらず、学級定員の範囲内で幼稚園児とともに、幼稚園に在籍しない幼児(保育所児)を保育し、社会性の涵養を行ううえでよりよい環境の形成を図ります。また、保育所児(長時間部)と幼稚園児(短時間部)を一つのクラスとして組織し保育する合同保育は、親の事情が変わっても子どもの環境が変化することなく園での生活を維持していけるので、園児への負担が少なく情緒面での安定に大きな意義があると思われます。保護者も安心して子どもを預けることができ仕事ができることとなります。更に、減少した2クラスの担任を園に設置している子育て支援室の活動の充実に生かすことで、安心して子どもを生み育てることができる地域づくりに寄与していきます。

別紙

1.特定事業の名称

番号 914

名 称 保育所における保育所児及び幼稚園児等の合同活動事業

- 2. 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者 特区内にある幼児園(幼保合築施設)
- 3. 当該規制の特例措置の適用の開始の日 構造改革特別区域計画の認定を受けた日
- 4 . 特定事業の内容

主体 白浜町

区 域 白浜町全域

実施機関 構造改革特別区域計画の認定を受けた日から

概要

少子化により就学前の児童数は年々、減少の傾向にあります。当町は温泉観光地ですが、その特色として、女性の就労率が高く、共働き家庭や一人親家庭が多いのが特徴です。このような状況の中で長時間の保育を希望する声が次第に高まってきました。これに伴って、幼稚園児数が減少し、昭和58年度末に1園が廃止となった経過があります。

昭和63年に出された「幼児教育研究委員会」の答申を受けて、今後のあり方について具体的にどう対応していくか、議論を積み重ねてきました。その結果、現在行っている交流保育をさらに発展させ、合同保育を実施していくことが最良の方法であるとの結論に至りました。保育所児(長時間部)と幼稚園児(短時間部)を一つのクラスとして組織し保育する合同保育は、親の事情が変わっても子どもの環境が変化することなく園での生活を維持していけるので、園児への負担が少なく情緒面での安定に大きな意義があると思われます。保護者も安心して子どもを預け、仕事ができることとなります。

したがって、今回の特例措置により、幼保合築施設において、定員の範囲内の保育室での保育所児と幼稚園児を合同で保育をし、社会性の涵養を行う上で、よりよい環境の形成を図ります。

5. 当該規制の特例措置の内容

幼稚園と保育園の合築施設である幼児園において、4歳児、5歳児で各2クラスを 編成し、合同保育を実施していく。

【特例措置適用の要件】

1. 幼児(保育所児・幼稚園児)数の合計により児童福祉施設最低基準及び幼稚園設置 基準(面積・職員配置)を満たしていること。

(1)面積

ア.保育室面積(保育園)

	定員	現 員 (実施人数)	学級数	保有面積:児童福祉施設最低基準	
4 歳児	3 0人	1 7	1	69.8m² 59.4m²(1.98×30)	
5 歳児	3 0人	2 6	1	69.8m ² 59.4m ² (1.98×30)	
合 計	6 0人	4 3	2		

イ.園舎の面積(幼稚園)

	定員	現 員 (実施人数)	学級数	保有面積:幼稚園設置基準
4 歳児	3 5人	1 6	1	3 3 5 m² 3 2 0 m²
5 歳児	3 5人	2 5	1	(320+100×(学級数-2)
合 計	70人	4 1	2	

(2)職員配置

	定員	現 員 (実施人数)	職員 配置	児童福祉使節 最低基準	幼稚園設置基準
4 歳児	65人	3 3人	3人	3 0人につき1人	35人につき1人
5 歳児	65人	5 1人	4人	3 0人につき1人	3 5人につき 1人
合 計	130人	8 4 人	7人		

2 . 4歳児及び5歳児のクラス担当は、保育士資格と幼稚園教諭免許を併有し、保育士及び幼稚園教諭を兼務していること。

当町では、幼稚園,保育園に勤務する大多数の職員は、保育士及び幼稚園教諭の両方の資格を有しているので、平成8年度から保育所、幼稚園の枠を超えて人事交流を実施しています。また、最近の職員の採用は、両方の資格を有していることを要件としています。合同保育をしていく場合は、この二つの資格を持っていることが必要となりますので、クラス担任はその条件に当てはまるものが担当することとなります。

構造改革特別区域計画の認定を受け、合同保育を開始する平成16年4月1日付で 幼児園の4歳児、5歳児を担当する職員には幼保職員の併任辞令を発令します。 3.保育の内容は、保育所保育指針と幼稚園教育要領に沿ったものであること。

内部で組織した保育(教育)内容検討委員会において、幼稚園教育要領と保育所保育指針の内容を踏まえ、0歳児から5歳児までの一貫した保育計画を作成して運営していきます。